

2005. 9. 1

ふれあいネットワーク

よまなみ社協

No. 121



社協は地域福祉を推進する
社会福祉法人(民間団体)です。
〒167-0051 杉並区荻窪 5-15-13
あんさんぶる荻窪 5F
☎ 5347-1010
www.sugisyakyo.com

9月1日 防災の日特集号

もし災害が起こったら!?

杉並区社会福祉協議会が

災害ボランティアセンター

を立ち上げます。

平成 17 年 6 月 28 日、杉並区と杉並区社会福祉協議会は
「災害時におけるボランティア活動に関する協定」を締結しました。
この協定には震度 6 弱以上の地震が発生したとき、もしくは杉並区が必要と認めた際に、
杉並社協が「災害ボランティアセンター」を区内に設置することがうたわれています。

9月1日は防災の日。

去年は6月から7月にかけての豪雨や台風による水害、
そして10月に新潟県中越地震が起こり、災害が多い一年
でした。

阪神・淡路大震災以降、災害ボランティアや地域にお
ける住民活動の重要性があげられ、昨年の水害や震災で
も復旧・復興活動に多くの人々が駆けつけました。

本号では、杉並社協の災害時の取り組みを特集します。



昨年の新潟県中越地震直後の小千谷市民家倒壊の様子。杉並区で同じような
震災がおこったら...。(平成 16 年 10 月 31 日杉並社協職員撮影)



震災直後に立ち上がった「小千谷市災害ボランティアセンター」
県内外から、非常に多くの人々が駆けつけました。
(平成 16 年 10 月 31 日杉並社協職員撮影)

杉並社協では、日常的に作り上げてきたボランティア、
NPO、社会福祉団体や地域団体とのネットワークを
活かすとともに、阪神・淡路大震災や新潟県中越地震
における小千谷市支援の経験を活かし、杉並区が被災
した場合には、杉並区内外のボランティアの協力を
得て、被災者に対する災害救援および復旧活動が
円滑に行えるよう支援します。



災害ボランティアセンターって? (詳細は2面に)

「災害ボランティアセンター」ってなに？

日本のどこかで大規模な災害が起こった場合、たくさんのボランティアが各地からやってきます。1995年1月に起こった『阪神・淡路大震災』では、全国からのべ150万人を超えるボランティアが駆けつけ、「ボランティア元年」という言葉が生まれるほど、歴史的な出来事となりました。

また、昨年10月の『新潟県中越地震』においても多数のボランティアが活躍し、被災地を勇気づけました。杉並区でも災害時には、ボランティア活動の拠点として、災害ボランティアセンターが立ち上げられます。

※下写真（3枚）は、昨年10月、「新潟県中越地震」発災後の小千谷市の様子を杉並社協職員が撮影したものです。

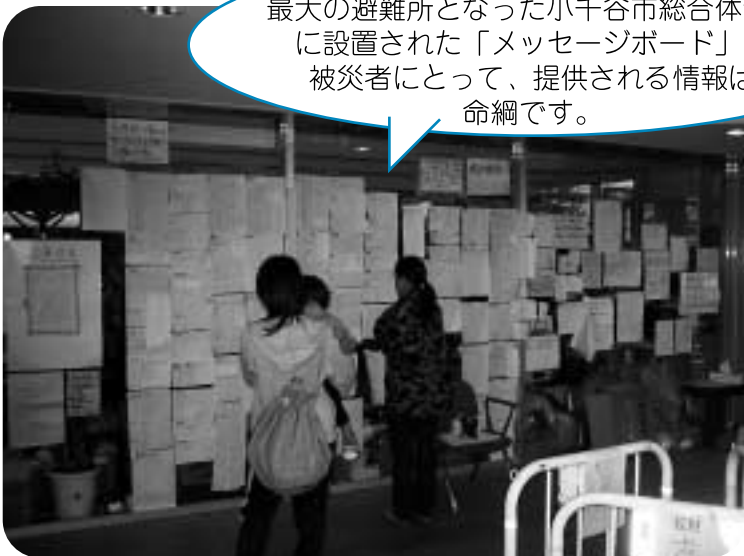
人と人をつなぎあわせます

杉並区災害対策本部と連携し、すばやく被災地の状況や、他機関、団体の活動状況の情報を収集することで、多岐にわたる被災者のニーズに応じて、ボランティアを紹介します。また、全国から寄せられる救援物資等の配布の調整も行います。

災害ボランティアセンターの張り紙。被災地のニーズは実に多様です。



最大の避難所となった小千谷市総合体育館に設置された「メッセージボード」。被災者にとって、提供される情報は命綱です。



正しい情報をつたえます

被害が大きいほど誤った情報も多くなり、混乱をまねきがちです。

被災者やボランティアからも積極的に情報収集をし、その情報を整理し、提供することで被災者の不安を和らげます。

また、被災者からの相談受付の役割も果たします。

普段の活動から

発災時の混乱をできるだけ少なくするために、普段から行政や他団体との連携に努めるほか、社協事業の中で、災害を意識したプログラムを企画していきます。



集まったボランティアへ向けたオリエンテーションを行います。

知っていますか？ ～いざというときのために～

◆災害時地域のたすけあいネットワーク（杉並区の事業）◆

高齢や障害等により自力では避難が困難な方（災害時要援護者）の情報を、杉並区が地域に提供する制度です。希望する本人が登録した情報を、あらかじめ地域の民生・児童委員、消防署、警察署に提供することにより、日ごろから災害に備えた地域の協力体制作りを支援します。

【対象者】 本人または同居者のみでは避難が困難な在宅の区民で、

(1) 65歳以上で心身に障害などがある方 (2) 心身の障害等により自力では避難が困難な方

【申し込み窓口】 保健福祉部管理課地域福祉係、保健福祉相談コーナー（杉並区役所1階）、各福祉事務所、障害者福祉会館
杉並区役所 ☎ 3312-2111（大代表）

※ 窓口に来られない方は、地域の民生・児童委員にご相談下さい。

小千谷市その後

改めて考える地域の絆

和田堀地区民生・児童委員協議会会長 向井恵一

地区外研修で新潟県小千谷市へ行ってきました。向かう途中、昨年12月28日以来という「震度5弱」の地震が起き、高速道通行止めという出迎えを受けました。

小千谷市の民生・児童委員約20人との懇談会では、災害時に民生委員はどのように動いていたのかをお聞きし、杉並区での取り組みに生かしたいと思っただけで済ませました。地震直後は農政部、山間部、町部、商店地域、それぞれ地域自体が活動の中心となったわけですが、その地域の普段からの意識（つながり）の差が大きく表れました。町部では、バラバラの感じも見受けられましたが、農政部、山間部では昔からの絆が強く、つながりもあつたようです。

現実的には災害発生時は民生委員というよりは福祉事務所などに寄せられた情報が多く、また、社会福祉協議会が取り組んでいる「福祉会」という小地域福祉活動で対応できた例や日常的にコミュニティの関係が深まっているので、その中で助け合えた事例が多かったといえます。これからは個人情報保護の問題で、この絆が壊れるのが心配というご意見もありました。



小千谷市・千谷地区の仮設住宅内の集会所。近くに畑を借りて、育てたきゅうりのお漬物をいただきました。

昨年10月の新潟県中越地震では、杉並区と小千谷市との「災害時相互援助に関する協定」により、杉並区から小千谷市へ様々な支援活動が行われました。和田堀地区民生・児童委員協議会は、震災の「その後」を確かめるため、平成17年6月20日～21日、「地区外研修」として小千谷市を訪問しました。また、昨年の災害直後に小千谷市へ駆けつけた社協職員も同行しました。

仮設住宅の子どもたちに学校の先生が顔を見せて声を掛けてくれることが何よりとのこと。仮設住宅の入居期限が来ても、元の住まいへ戻れる目処がつかない方々には不安が生じて来ているようです。

避難所での問題は「トイレについて」でした。簡易トイレには人が絶えることなく並び、車椅子の方や、高齢者等介助必要者にとっては狭くて使えず、紙おむつの必要性に驚かされたそうです。

さて、杉並区内の町会自治会組織は……。加入率が半分を割るという見方もあり、加入していても日頃の防災訓練等は無関心の方が多いたのが現実でしょう。災害時に一番必要であり、力となる地域の絆。個人情報保護を踏まえながらどのように充実していくか、その中で民生・児童委員は何の手伝いができるか、小千谷市を教訓として改めて考えなくてはと思います。

今もなお続く復興活動

杉並社協 地域福祉推進係長 中島 篤

その後の小千谷市の状況を知るには、現在の小千谷市社会福祉協議会のボランティアセンターに話を聞きすべしと思ひ、社会福祉協議会に伺いました。

市内の避難所が解散し、仮設住宅への入居が決まった12月中旬に小千谷市災害ボランティアセンターは閉所しました。現在は小千谷市ボランティアセンターとして、大量に出たゴミの片付け作業と仮設住宅内のサロン活動の支援を行っています。ボランティアの中心をJR東日本の労働組合員や市内の中小企業連合会の方たちに依頼して、毎日5～6人でチーム対応してもらっていることが特徴的です。災害ボランティアセンターは、とにかく県外からやってくる短期対応型のボランティアの調整が中心でしたが、現在は確実かつ継続的に対応できるボランティアの調整を行っています。復興活動は今もなお、続いているのです。

小千谷市の皆さんが、毎日の生活を楽しめ、震災前の生活を少しでも早く取り戻すことを願っています。

貸付事業のご案内

杉並区社会福祉協議会では、以下の内容で貸付事業を行っております。

| | 生活福祉資金 | 長期生活支援資金 |
|----------|--|---|
| どんな制度？ | 金融機関や公的機関からの貸付が困難な世帯に、生活の安定と経済的自立を目的に資金の貸出しをします。(一般の生活費での貸付はありません。) | 高齢者の方で将来にわたり住み慣れた我が家での生活を希望し、現在お住まいの家と土地を担保として生活資金をお貸しします。 |
| 具体的な内容は？ | 更生資金・福祉資金・住宅資金・修学資金・療養介護資金・災害援護資金があります。(貸付限度額や返済期間等資金の種類により違いがありますので、詳細はお問合せ下さい) 各地区担当の民生委員と関わりがあります。また、連帯保証人が必要です。 | 貸付限度額…居住用不動産の土地の評価額の7割相当で月額30万円以内。 貸付期間…貸付元利金が貸付限度額に達するまで。(借受人が死亡した時はその時点で終了) 償還期限…貸付契約の終了時に一括償還(不動産を売却して返済)。 貸付利率…年3%または銀行の長期プライムレートのいずれか低い利率。 返済の担保措置…(1)推定相続人の同意 (2)推定相続人の中から連帯保証人を一人選出。 (3)居住する不動産根抵当権等を設定。 申請に必要な自己負担経費…各証明書や審査のための不動産鑑定評価料・債権保全のための各登記費用等 |
| 対象世帯は？ | 低所得世帯・障害者のいる世帯・介護の必要な高齢者がいる世帯(貸付には所得制限などの条件があります) | 以下のすべてに該当する方 1) 世帯の構成員が原則65歳以上 2) 世帯が区民税非課税か均等割課税世帯 3) 借入申込者が単独で所有(同居の配偶者との共有を含む)する不動産に居住していること。(土地評価額1500万円以上。マンションは対象外) 4) 不動産に賃借権、抵当権が設定されていないこと。 5) 配偶者又は親以外の同居人がいない事 |

問合せ先 地域福祉推進係 ☎ 5347-1017

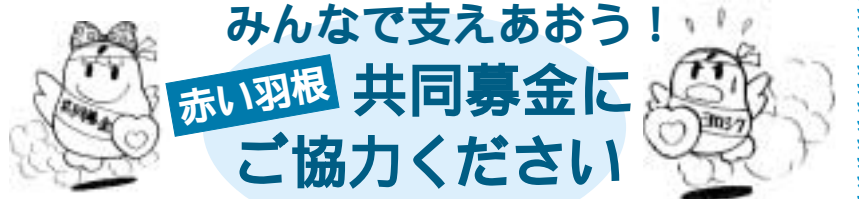
学びませんか？

すぎなみコミュニティカレッジ区民講座

「地域でささえる 私たちの老後」

“住み慣れた地域で、人生を最後まで過ごしたい…”すべての人々の願いです。高齢者をねらう事件や権利侵害も多い昨今、現状とそれらを守る制度を知り、さらに、地域でできることを学びましょう。(入場無料)

- プログラム(全4回) ※時間はいずれも午後2時～4時
 - ①10月5日(水) 成年後見制度とは
 - ②10月12日(水) 遺言と相続
 - ③10月18日(火) 様々な権利侵害と地域福祉権利擁護事業
 - ④10月26日(水) 杉並社協 あんしんサポートの業務の実際
- 会場 いずれも あんさんぶる荻窪(荻窪5-15-13)4階1.2.3教室
- 申込み 4回とも出席できる方は、往復はがきに住所・氏名・電話番号をご記入の上、下記あてにお申し込み下さい。
〒167-0051 杉並区荻窪5-15-13 あんさんぶる荻窪5階 杉並区社会福祉協議会 あんしんサポート担当係
- 定員 40名 ●メ切 9月26日(月)(応募者多数の場合は抽選となります。)
- 問合せ あんしんサポート担当係 ☎5347-1020



みんなで支えあおう!

赤い羽根 共同募金にご協力ください

実施期間：平成17年10月1日～12月31日

赤い羽根共同募金は、民間福祉事業やその他の社会福祉を目的とする事業を支援するための募金です。民間の社会福祉事業に必要なお金を集めるだけでなく、人々に「たすけあいの心」をはぐくむ事業として理解されています。“共同募金”は、皆様に参加できる福祉活動のひとつです。ご協力をお願いいたします。



松ノ木中学校で
高齢者の擬似体験

社会福祉協議会では、学校、施設、事業所などに、各種講習会、福祉教育等の体験用に高齢者擬似体験用具の貸出しを行なっています。終業式前日の7月21日、区立松ノ木中学校では、総合的な学習の時間に1年生全員が高齢者擬似体験を行ないました。



用具を付けて「はい、ポーズ！」



歩きなれた廊下も結構大変！

この日は、お年寄りが実際、どのように不自由な思いをしているのかを知るために、東京青年会議所杉並区委員会の花形明利さんの指導を受けながら、擬似体験用具を全員が身につけて、校内を歩いてみました。

おもりや砂袋、白内障メガネ、肘膝、手首、足首などの関節を動きにくくするサポーターを着け、杖をつきながら、階段を一步步、ゆっくり上り下りしたり、目を近づけて字を読んだりする様子は、確かに高齢者のように見えました。ほんの数分だけの体験でしたが、それでも、お年寄りの大変さがいくらかわかったようです。体験直後の生徒たちからは、「重かった」、「年を取りたくないと思った」、「これで学校に毎日通うのは大変」

等の言葉を聞くことができました。今回の高齢者擬似体験は総合的な学習の時間を使い、町会、東京青年会議所、PTA、学校が協力し、「やっぱり地域だよね2005!」と題した企画の中で行なわれました。地域での世代間交流に擬似体験用具が一役買うことができたのは嬉しい限りです。まとめの時間に生徒が書いた感想のいくつかを次に紹介しましょう。

手や足、体が思った以上に重く思ったように動きませんでした。目が見えにくくて、階段がこわかった。高齢者の人は毎日こんな感じだと知りました。手伝えることがあつたら手伝うようにしたいです！

高齢者の人は、少し歩くだけでつらいことがわかりました。高齢者の人に会つたらいろいろ手伝つてあげたいです。体がすごく曲がって猫背になつたり、杖を使わないと前に倒れそうになつたり大変だった。

高齢者擬似体験用具の貸し出しは、

地域福祉推進係

電話 5347-1017

うえるくん⑧

擬似体験グッズは

『もみじ箱』
といます

『玉手箱』
あけてビックリ

ご寄付された方にお礼申し上げます

●●●●● 寄付者名簿 敬称略 ●●●●●

平成 17 年 5 月 1 日 ~ 平成 17 年 7 月 31 日

| 団体 | |
|------------------------|----------|
| 高井戸連協OB会 | 5,000円 |
| 地域の皆様 ホームイング永福 | 65,787円 |
| (株)F F S 味噌一 高円寺店 | 30,000円 |
| (株)F F S 味噌一 荻窪店 | 30,000円 |
| 杉並区新聞販売同業組合 | 50,000円 |
| A S A 西浜田山 | 12,000円 |
| 杉並建設労働組合 建築ユニオン杉並分会 | 20,000円 |
| タウンセブン会 | 10,000円 |
| 社団法人 倫理研究所杉並地区 | 5,000円 |
| 株式会社 J A 東京中央セレクト | 100,000円 |
| 高千穂大学 愛走会 | 7,000円 |
| 太極拳杉並ぜんぶく会 | 10,000円 |
| チャリティリサイクルショップ オレンジ | 60,000円 |
| 個人 | |
| 浅香 全 | 250,000円 |
| 大木 良雄 | 10,000円 |
| 矢崎 照雄 | 20,000円 |
| 匿名(8名) | 50,317円 |

杉並社協入会のお願い

杉並区社会福祉協議会は、住民会員制度に支えられた民間の福祉団体で、地域の福祉課題の解決に取り組んでいます。杉並をよりよいまちにしていけるため、皆様のご協力をお願いいたします。

会費 個人会員 年額1,000円～
その他：施設・団体・地域・企業会員があります。

入会方法 杉並区社会福祉協議会へご連絡ください。
民生委員さんを通じてのご入会いただけます。

連絡先 杉並区社会福祉協議会
TEL：(03) 5347-1010

- 地域福祉活動を応援します -
(平成17年度地域福祉活動費助成金第3次募集)

社会福祉協議会では、歳末助け合い運動の募金をもとに、地域福祉を推進する活動及び団体の立ち上げを助成します。

対象となる団体・事業・助成額
福祉団体、当事者団体 = 地域福祉活動費として10万円以内
ボランティアグループ、非営利団体 = 地域福祉活動費及び団体立ち上げ費として1団体30万円以内(既に今年度助成を受けている団体は対象になりません)

申込期間
平成17年9月15日(木)～9月30日(金)
(事前予約の上、申請書類を取りにおいで下さい)

募集要項の配布・問い合わせ
地域福祉推進係 電話 5347-1017

今回は防災の日を迎え、防災関係の記事を紹介しました。特に和田堀地区の民生委員の地区外研修が新潟県小千谷市であり、地元の民生委員と親しく交流を行って、災害時の民生委員の方々の腹臍のない意見や体験を語っていただくなど、貴重な玉稿をいただきました。また、災害ボランティアセンターの設置などの多くの問題点もあり、今後も必要な情報を提供したいと思っています。(原田)

私たちは杉並の地域福祉活動を応援しています。

浴風会ヘルパーステーション

「自分らしく生きたい」...
そんなあなたを支援します。

お一人おひとりの在宅生活サポート
9月よりサービス開始
ご利用者様・ヘルパーさん随時募集中!

まずは、お気軽にお電話ください。

東京都杉並区高井戸西1-12-1
TEL:03-3334-2284
FAX:03-3334-2178
服部安子・辰己祐介

joyful 杉並 会員募集中!

区内の中小企業で働く皆様の福利厚生を支援している団体です。交通チケットや映画・コンサートなどのお得なチケットや給付金・スポーツジム・人間ドッグ・日帰り温泉など、心とからだのリフレッシュメニューをご用意しています。詳しくは下記までお問い合わせください。

joyful 杉並 (財)杉並区勤労者福祉協会
TEL (3397)2521 FAX (3397)6641
ホームページ http://www.joyful-suginami.jp